

# 各公共施設の年末年始のお休み

【○通常通り △17:00以降休み ▲17:30以降休み ×全日休み】

役場	12月				12月29日(火)～平成22年1月3日(日) 全館休館	1月	
	25(金)	26(土)	27(日)	28(月)		4(月)	5(火)
公民館	○	×	×	○	○	○	
町立図書館	○	○	○	×	△	○	
郷土館	×	○	○	×	×	×	
町民体育館	○	○	×	▲	○	○	
町民グラウンド	○	○	○	▲	○	○	
町立学校体育館施設	○	○	○	▲	○	○	
中央ふれあい館	○	○	×	▲	○	○	
中央地域健康センター	○	×	×	○	○	○	
西部地域健康センター	○	○	×	○	○	○	
東部地域健康センター	○	○	○	○	△	○	
老人福祉センター	○	○	○	△	×	○	
筆の里工房	○	○	○	×	○	○	

# 年末年始のごみ収集

今年も年末大掃除の季節になりました。12月は月末が近づくほど環境センターにごみを持ち込む人が多く、センター内も混雑することが予想されます。ごみを持ち込む場合は、早めに持ち込むようにしましょう。年末年始のごみの収集は次の表のとおりですので、「※ごみの正しい出し方」のルールにしたがって、決められたごみステーションに出すようにしましょう。

なお、事業所から出されるごみ（事業系廃棄物）はごみステーションに出すことはできません。

## 年末年始のごみ収集と環境センターなどの受け入れスケジュール

月 日	環境センターへの直接持ち込み受け入れ時間	安芸クリーンセンターへの直接持ち込み受け入れ時間	ごみ収集の有・無
28日(月) (平常どおり)	9:00～11:30 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:30	有
29日(火)	9:00～11:30 13:00～15:00	休み	
30日(水)	休み		休み
31日(木)～ 1月3日(日)			
1月4日(月) (平常どおり)	9:00～11:30 13:00～16:00	8:30～12:00 13:00～16:30	有



☎環境センター  
☎854-3813  
(生活環境課)

※環境センター、安芸クリーンセンターへの持ち込みの際には、次の物の提示が必要です。

■個人：熊野町民と確認できる運転免許証など ■事業所：名刺または事業用車両の車検証



### 年末年始のし尿収集・浄化槽汚泥清掃業務

次の年末年始期間中は業務を休みます。

☎12月29日(火)～1月3日(日)

▽緊急連絡先：安芸地区衛生施設管理組合業務課☎885-2534 (生活環境課)



### 熊野町の火災と救急

火災件数0件 死傷者0人  
救急件数67件 搬送人員61人  
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。

## 年末交通事故防止 県民総ぐるみ運動

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動が12月11日(金)から20日(日)まで実施されます。

この時期は、年末の気ぜわしさから、運転に余裕や、ゆとりがなくなるなど、交通事故の多発が懸念されます。

また、飲酒の機会も増える時期ですが、飲酒運転は絶対にやめましょう。

一人ひとりが正しい交通ルールとマナーの実践を心がけ、「事故を起こさない、事故に遭わない」ようにしましょう。

(生活環境課)

## 年末年始の防犯の取り組み

●短時間の外出でも、施錠

は確実に。窓の周りに踏み台になるものを置かない

●各家庭の門灯や玄関灯を朝まで点灯することも犯罪抑止に有効です(※これらの点灯、人感センサーの設置の際は、近隣へ配慮しましょう)

●自転車のかごネットなどひったくり防止対策をしましょう

(生活環境課)

## 住宅用

### 太陽光発電システム等設置費を補助します

町では、自然エネルギーの利用を積極的に進めることにより、環境保全に対する意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムおよび省エネ設備設置者に対して、補助金を交付します。

☑町内の自ら住む住宅へ12

月1日(火)以降に太陽光発電などを設置しようとする人、太陽光発電などが設置された町内の建売住宅を12月1日(火)以降に購入しようとする人(※町税を完納している人)

▽補助金交付対象システムなど  
・住宅の屋根などへの設置に適した太陽電池で、自家用を超える余剰電力を電力会社に供給できること

・太陽電池の最大出力が10kW未満であること  
・電力会社との電力供給契約を結ぶこと

・太陽光発電普及拡大センターの定める補助金技術仕様の要件に適合し、登録されているもの

・省エネ設備は、発光ダイオード、断熱材、複層ガラスなど  
・未使用品であること

▽補助金交付額  
補助対象事業1件につき10万円

※予算の範囲内で先着順  
※国の補助制度と併用可能(省エネ設備については一部併用不可)

▽申請書提出時の注意  
・新たにシステムなどを設置する人は、必ず着工前に提出

・システムなどが設置された建売住宅を購入する人は、売買契約後かつ引き渡し前に提出

☎生活環境課☎820・5606

## 消費生活相談窓口を「ご利用ください」

消費生活相談員が解決に向けてのアドバイスを行います。

☎毎週月、水曜日(祝日、年末年始除く)午前10時～正午、午後1時～4時

☎商品、サービスなどの契約に関すること、多重債務(各人に応じた専門機関を

紹介します)など  
▽相談電話番号：☎820・5636(直通)  
☎生活環境課☎820・5606

## 飼えなくなった犬・猫について

やむを得ない理由により、犬・猫が飼えなくなった場合は、次の日程により、引き取りを行っています。

☎毎週水曜日(第5水曜日、祝日は除く)

☎町民会館(午前10時25分～35分)、環境センター(午前10時50分～11時)

▽必要なもの：印鑑  
※人を咬んだ犬は、手続きが完了しないので、広島県動物愛護センターにお問い合わせください。

☎広島県動物愛護センター☎0848・86・6511(生活環境課)

☎820・5606

